

## 利根川香取・銚子圏域流域懇談会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会は、利根川香取・銚子圏域流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

（主旨）

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定・変更するに当たり、河川法第16条の2の主旨に沿って、又は河川整備計画に基づく河川事業の実施に当たり、その実施過程の透明性及び事業の効率性の一層の向上を図るため、学識経験者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。なお、河川管理者は、~~同整備計画の策定に当たり、~~懇談会での意見を尊重するものとする。

（懇談会等）

第3条 懇談会は、別表 - 1 に掲げる学識経験者、関係住民、流域内市町の長から構成される委員をもって組織する。

- 2 ただし、必要のある時は、別表 - 1 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 3 委員は、千葉県知事が委嘱する。
- 4 懇談会には座長を置き、委員がその職務を行う。
- 5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

~~（調整会）~~

~~第4条 懇談会には、流域毎に3つの調整会を設置し、懇談会の円滑な運営を図るため、別表 - 2～4に掲げるものをもって組織する。~~

~~2 調整会は、関係住民の意見及び住民アンケートや資料公開等を通じて地域住民の意見を聴き、当該計画に反映させるものとする。~~

（懇談会の招集）

~~第5-4条~~ 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県香取地域整備センター所長が招集する。

（事務局）

~~第6-5条~~ 懇談会の事務局は、千葉県香取地域整備センターに置く。

（その他）

~~第7-6条~~ この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

（附則）

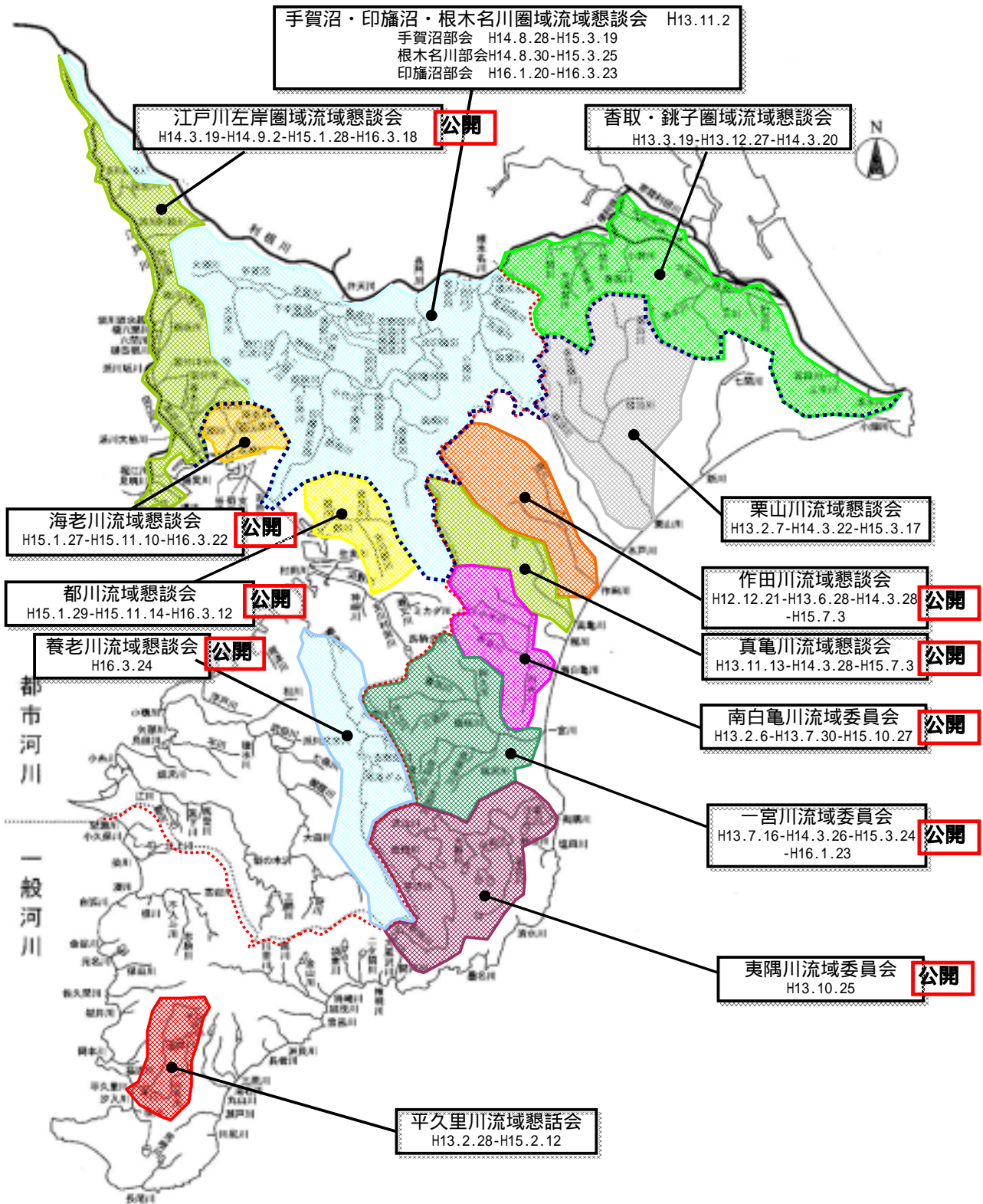
この規約は、平成13年3月19日から施行する。

この規約は、平成17年 月 日から施行する。

## 利根川香取・銚子圏域流域懇談会委員

分類	氏名	所属	専門分野
学識経験者	高橋 彌	千葉工業大学 非常勤教授	河川工学
	糠谷 隆	大利根博物館 学芸課長	環境（魚類）
	腰野 文男	中央博物館 外来研究員	環境（植物）
	西川 博孝	（財）香取郡市文化財センター 事務局長	文化財
	桜井 実	前北総東部土地改良区 常務理事	水利
河川利用者	小林喜三雄	東総広域水道企業団 課長	水質
	大野 秀秋	小見川広域水道企業団浄水場 場長	水質
	小鷲 勝夫	銚子市水道部 浄水課長	水質
	宮崎 米秋	北総漁業協同組合 組合長	漁業
	齋藤 邦彦	笹川漁業協同組合 組合長	漁業
	滑川 幸男	中利根漁業協同組合 組合長	漁業
地元代表	宮内 昌一	銚子市 代表	
	奥主 旌旗	佐原市 行政協力員会長	
	吉川 勝男	小見川町 代表	
	金生谷 尚	山田町 代表	
	加瀬順一郎	小野川と佐原の町並みを考える会 理事長	
	越後 信一	黒部川をふるさとの川にする会代表	
市町関係	野平 匡邦	銚子市長	
	岩瀬 良三	佐原市長	
	可瀬 力	下総町長	
	石橋 輝一	神崎町長	
	佐藤 末勝	大栄町長	
	岩山 豊彦	小見川町長	
	高岡 顕尚	山田町長	
	菅谷 喜作	干潟町長	
	岩田 利雄	東庄町長	
	穴澤 清	海上町長	
	向後 貞夫	飯岡町長	
	顧問	小林 正典	国土交通省利根川下流河川事務所長

# 千葉県における河川法第16条の2に基づく流域懇談会等の開催状況



	公開	非公開	合計
1級圏域	1	2	3
2級水系	8	2	10
合計	9	4	13

## 傍聴にあたってのお願い

利根川香取・銚子圏域流域懇談会事務局

### 1 会議の傍聴に当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴される方は、座長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議中は、発言、質問等はできません。
- (3) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場では、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) 会場では、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等の携帯、はちまき、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。
- (7) 以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

### 2 ご意見等について

ご意見をいただく方法としては、以下の3通りの方法で、どなたでも自由に意見等を述べることができます。(直接電話での受付はいたしかねます。)

以下の 場合は、平成17年6月15日(水)までにお願ひします。

#### 当会場

本懇談会終了までに、裏の意見用紙に記載のうえ、会場内の事務局員にお渡しください。

#### F A Xまたは郵送

裏の意見用紙または自由書式により、以下宛先にF A Xまたは郵送にて送付してください。自由書式の場合は、必ず、最初に「利根川香取・銚子圏域流域懇談会についての意見等」と記入してください。

#### (送付先)

〒287-0003 佐原市佐原イ 126-6

千葉県香取地域整備センター 調整課 宛

F A X : 0478(54)5449

#### 電子メール

書式は自由とし、以下宛先にEメールにて送信してください。

E-mail アドレス : [katori@cctc.or.jp](mailto:katori@cctc.or.jp)

### 3 第4回利根川香取・銚子圏域流域懇談会の資料の公開について

第4回利根川香取・銚子圏域流域懇談会の資料及び議事録は、以下の方法で公開します。

公開期間：平成17年5月16日(月)～平成17年6月15日(水)

閲覧場所：千葉県県土整備部河川計画課、香取地域整備センター

海匝地域整備センター、成田整備事務所、銚子整備事務所

千葉県文書館行政資料室、

銚子市、佐原市、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、干潟町

東庄町、海上町、飯岡町

インターネットホームページ

U R L : [http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i\\_kasen/gijiroku/katori.html](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_kasen/gijiroku/katori.html)

